

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和3年9月24日(金)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階会議室
出 席 委 員	11名(2・3・4・6・7・8・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	3名(1・5・9)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 農地法第3条に基づく許可申請 第4 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第5回飯南町農業委員会総会を開催致します。 (議長からあいさつがなされたのち、出席委員11名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に6番委員、7番委員が氏名された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願い致します。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、資料に基づき説明。
議長	続いて、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
事務局	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。 受付・申請番号213-6号 譲受人の住所氏名 [REDACTED]

	譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏
	[REDACTED] 氏 他 [REDACTED] 筆
	申請の土地 現況地目 畑 登記簿地目 畑 合計面積 182㎡ 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 当該農地は相続により取得した土地で、農地以外も譲受人へ譲渡することになったため。 譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 取得後農地面積3,431㎡
	9ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めるところですが、本日、担当の [REDACTED] 委員が欠席のため、私の方から報告いたします。 [REDACTED] さん本人から話がありまして、農地だけでなく他の物件も売買で譲り受け、それに伴う一連のものでございますのでよろしくお願いいたしますとのことでした。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。
[REDACTED] 委員	(7番挙手) よろしいですか。 前日も言っているのですが、農地法の中で50a以下は取得ができないという規定がございます。別段の面積について、飯南町では全町または地域ごとに設定しておられるのかお聞かせ願いたいと思います。
事務局	谷地区が20a、それ以外の地区が30aで設定してあります。
[REDACTED] 委員	ありがとうございました。
議長	その他、何か質問はございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長	全員挙手ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。																														
議長	議第2号 農用地利用集積計画の決定について																														
事務局	議第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。																														
	議第4号 農用地利用集積計画について、本日8件の申請が出ていましたが、整理番号2から整理番号8までは今回、取り下げとなりましたので、整理番号1のみ説明いたします。																														
	整理番号1																														
	<table border="0"> <tr> <td>利用権の設定を受ける者</td> <td>氏</td> </tr> <tr> <td>利用権を設定する者</td> <td>氏</td> </tr> <tr> <td>利用権を設定する土地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>3,876㎡</td> </tr> <tr> <td>現況地目</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>設定する権利</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用権の種類</td> <td>賃借権</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>水稻</td> </tr> <tr> <td>作付け</td> <td>27.00a</td> </tr> <tr> <td>始期</td> <td>令和3年10月1日</td> </tr> <tr> <td>終期</td> <td>令和8年12月31日</td> </tr> <tr> <td>契約</td> <td>5年3月</td> </tr> <tr> <td>新・再</td> <td>再設定</td> </tr> <tr> <td>借賃</td> <td>作付け10a当り7,000円</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>毎年12月末日までに口座振り込み</td> </tr> </table>	利用権の設定を受ける者	氏	利用権を設定する者	氏	利用権を設定する土地		面積	3,876㎡	現況地目	田	設定する権利		利用権の種類	賃借権	内容	水稻	作付け	27.00a	始期	令和3年10月1日	終期	令和8年12月31日	契約	5年3月	新・再	再設定	借賃	作付け10a当り7,000円	支払方法	毎年12月末日までに口座振り込み
利用権の設定を受ける者	氏																														
利用権を設定する者	氏																														
利用権を設定する土地																															
面積	3,876㎡																														
現況地目	田																														
設定する権利																															
利用権の種類	賃借権																														
内容	水稻																														
作付け	27.00a																														
始期	令和3年10月1日																														
終期	令和8年12月31日																														
契約	5年3月																														
新・再	再設定																														
借賃	作付け10a当り7,000円																														
支払方法	毎年12月末日までに口座振り込み																														
	14ページに位置図をつけていますのでご覧ください。																														
議長	ありがとうございました。																														
委員	このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます																														
	はい。																														
	こちらは以前から利用権設定を結んでおりまして、引き続きお願いしますとのことでしたので再設定としております。よろしく申し上げます。																														
議長	ありがとうございました。																														
	これより質疑を受付けます。何かございませんか。																														
	(質疑なし)																														
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。																														

	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。以上を持ちまして、議案審議を終了します。
議長	続きまして、情報提供があればお願いいたします。
事務局	本日は産業振興課の山本主事に出席してもらっていますので、まずは山本主事から現地確認と災害復旧について情報提供してもらいます。
産業振興課 山本主事	産業振興課の山本主事より「令和3年度「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払制度の農地維持活動」にかかる現地確認について(協力依頼)」、「多面的機能支払対象農地の復旧について」、「中山間地域等直接支払交付金の協定農地が被災した場合の取り扱いについて」について、資料を基に情報提供がなされた。
議長	ありがとうございました。 産業振興課からの情報提供について、何か質問はございませんか。
委員	(13番挙手) よろしいですか。 復旧にかかる自己負担分に交付金を使うことができる、ということによろしかったですか。
産業振興課 山本主事	中山間直払は地元負担部分に充てることができますが、多面的機能支払は地元負担部分に充てることができません。
委員	復旧時期については業者に関しても目途が立たないこともあると思います。今後、その辺りの説明があるのでしょうか。
事務局	災害復旧については未だ見えてこないところも多々あると思います。今後、査定等が出てきますので、おおよそのところで復旧する意向が有るか無いかというところを含めてこの文書を出そうと思っています。
委員	ということであれば、これは事前調査や事前申請としてのもので決定ではないので、災害を受けたところを出せば良いということですね。
産業振興課 山本主事	報告用紙で復旧するとした場合は、今年度も交付金の対象としますので、今後の交付金額に影響はありませんが、復旧しないとした場合は、今年度の交付金から停止となります。

議長	先が見えない状況で計画書を出せと言われても難しいものがあると思います。
委員	すみません。 私の認識がおかしいのかもしれませんが、この文書は活動組織の代表の方に送られますよね。災害復旧をどうするのかという報告用紙は代表者から役場へ提出するというので、私たち農業委員は現地確認の時に災害に遭った農地の確認をするという理解でよろしいですか。
事務局	この文書に関して、農業委員会は関係ありません。活動組織の代表者にこの文書を出すことを承知しておいていただきたいので、今回、情報提供しているところです。
委員	災害復旧計画を提出してくださいとのことですが、様式15号とはこの様式17号のことでしょうか。
産業振興課 山本主事	すみません。 記載例の様式番号は古いもののため、第17号となっています。新しい様式では第15号となっていますので、代表者に送付する際は、第15号に修正して送付いたします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、事務局から情報提供があればお願いいたします。
事務局	事務局より「農地機構だより」、「令和3年秋の農作業安全確認運動」、「飯南町農林業振興計画」について、資料を基に情報提供がなされた。
議長	ありがとうございました。 その他、何か情報提供がございますか。
委員	(13番挙手) ひとつよろしいでしょうか。 日本農業新聞に来年度、1事業体(1組織)当たり1,000万円の補助事業が新設されると掲載されていました。再生協が農振協で対象になるよう、行政の方で努力していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 その他、何か情報提供がございますか。
委員	(7番挙手) よろしいですか。 先般、事務局から調査農地の一覧をいただき農地パトロールを実施しました。中山間直払や多面的機能支払の対象以外の農地は登記簿上、農地になっていますが、雑に言えばその9割が耕作放棄

議長	棄地です。果たしてそのような農地を調査する意義があるのかと疑問に思います。それよりも中山間直払や多面的機能支払の対象農地、ほ場整備された農地といったように国費が導入された農地を守るのが先決ではないかと思えます。来年度も地番の指定があると思えますが、その辺りを再考していただければと思います。 もう一点は不在地主が増えつつあることと、賃借料が0円の農地についてです。0円ということは農地の価値がないということですが、そんな中、果たして農地が守っていただけるのでしょうか。農地の所有者からしてみれば、賃借料は入らないですが、固定資産税は払わないといけませんので、それならば優良農地であろうと荒らした方がマシだという考えになるのではないかと思います。この農林業振興計画には立派なことが書いてありますが、人・農地プランで受け手となる方については組織や個人も高齢化しつつあります。前町長も言われていました1町1農場に向けた組織づくりの検討を今から進めていくべきではないかと思えます。農業委員会としても少しずつ検討して町に提言していく時期が来たのではないかと思います。
議長	以前、私からも話しましたが、何らかの方法で守る農地と切り捨てる農地を選別していく必要があると思っています。今回取り下げになった案件の中に使用貸借権というものがありますが、皆さんご存知のように0円の契約です。土地は貸出しますが、地代はいただきませんということです。飯南町においてもこのような契約が出てきていますし、先日の農業会議主催の会で市のほ場整備した農地で不在地主がいるため、何枚かは耕作がされていない農地があるとのことでした。現在、町内には500人くらいの農業者がいますが、10年後には300人くらいに減っていると思われます。条件の悪い農地は切り捨ててしまわないといけません。
事務局	本当に耕作ができないところであれば写真を付けて提出していただければ、総会において非農地と判定します。皆様にはそのパトロールをしていただきたいと思います。
委員	パトロールと言いますが、基本的には農地台帳の地目で判断されていると思います。ですが極端に言うと9割は農地でないわけです。でも小さい面積の農地が何百筆もあると思います。そこまでパトロールをしなければいけないのかと思っています。
事務局	本来であればそこを見ていただき、非農地を落としていく作業が農地パトロールだと考えています。
委員	今度からは非農地の申請をしてください、と言ったほうが早いのではないかと思います。私たちも時間に余裕はありませんし、そもそも一覧にある地番がどこにあるのか探すことに時間がかかります。

事務局	現在、鳥取県では税務と協力しながら町の方でその地番が農地ではないと確認できた場合、町として法務局に提出すれば非農地として認められるような仕組みができています。島根県でもそのような仕組みができるかもしれませんので、簡易的にできるような仕組みを探っていきたいと思っています。
議長	ありがとうございました。 その他、情報提供はございませんか。
委員	(4番挙手) よろしいですか。 農林業振興計画については今度から町が責任を持つということですが、この計画の将来展望(目標)は夢や希望があつてのものではなく、あくまでも現状を踏まえた中での希望的観測というレベルだと思います。例えば林業の関りを見てみますと、現在、山は金になりませんから田や家の周りであっても木を切っていません。木も大きくなりますから今度は切ろうと思っても邪魔になりますし、獣も出て鳥獣害被害も起きるといふ悪循環になります。このままでは今後、農地分野も一緒になってしまいます。 町の財政もお金がなければ支援できませんが、国からの交付税もコロナでどうなるかわかりません。人口も減少しているため、中央交付税も減少していくでしょう。自主財源も減り、交付税も減るため、その辺りの事を含めて真剣に考えていかないと将来、本当に行き詰ってしまいます。私も最後にで役員をやっている時、組織自体が保守的になっているということを言ってきました。赤字事業を辞めていくため、事業規模が縮小して人が減り、地域そのものが維持できなくなっていくと思います。国は総裁選を含めてようやく地方のこと或いは農業のことを自給率の問題を含めて言い始めてきました。中山間地域はどこも同じなので、どこかがこれを打破していかないといけないと思っています。飯南町には中山間地域研究センターもあるわけですし、独自の夢と希望を持てるような施策を打ち出していかなければ、農業だけでなく全ての展望は開けないと思います。
委員	委員も言われるように、もう少し林業と一体で考えないと農地が維持できなくなってきていると思います。今、自動車産業はサプライチェーンが麻痺して半導体がないため、減産に追い込まれていますが、食料も同じ方向に行きつつあります。そんな中、行政は法人化と言います。法人化するなら永続的な戦略を持って法人化しないと何も変わりません。県にも法人化を推進することはやめろと言っているのですが、聞きません。また、皆、人がいないと言われますが、うちは他所から引っ張ってきて維持しています。中山間直払を利用して専従をつくるとか、もう少し考えて欲しいと思います。 農林業振興計画についても地に足がついたような考え方がされていないと思います。真剣に作られているとは思いますが、先程、言ったようなことをもう少し考えるべきではないかと思っています

委員	し、農業委員会としてもその辺りのことに物を申していかないと存在意義がないのではないかと思います。 もう一点よろしいですか。 中山間地域研究センターの撤退についてですが、私が考えていたよりも2、3年早かったですし、世の中がそのように動いているのだと思います。主要な方が辞められるというような状態になっているため、このままいくと中山間地域研究センターの存在意義もなくなるのではないかと話になります。 飯南町は東京農工大学と協定を結んでいますし、町内に中山間地域研究センターもありますので、これらを大いに利用して、飯南町をフィールドとした全国の中山間地域のモデルを町が頭に出て作っていかないといけないのではないかと思います。
議長	大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。 その他、情報提供はございませんか。 (情報提供なし)
議長	その他、何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会は、10月22日(金)に飯南町農業活性化センター研修室で行います。
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了します。 終了時間 10時57分
	会 長 ㊦
	6番委員 ㊦
	7番委員 ㊦